平成九年九月一八日　』を削り、同表の第一の二の（一四）のレア科の項中「レア・ペンナタ」を「プテロクネミア・ペンナタ」に改め、同表の第一の二の（一六）のふくろう科の項中「アテネ・ブレウィティ」を「ヘテログラウクス・ブレウィティ」に、「ニノクス・ナタリス」に改め、同表の第一の三の（五）のいしがめ科の項中「バタグル・バスカ（ヨツユビガメ）　昭和五五年一一月四日　』を「バタグル・アフィニス　バタグル・バスカ（ヨツユビガメ）　昭和五五年一一月四日　昭和五五年一一月四日　』に改め、同表の第一の三の（五）のすっぽん科の項中「アパロネ・アテル」を「アパロネ・スピニフェラ・アトラ」に改め、同表の第一の四の（二）のおおさんしょううお科の項の次に次のように加える。

いもり科	ネウレルグス・カイセリ（カイザーツエイモリ）	平成二二年六月二三日

別表第二の表二の第二のサラセニア科の項を次のように改める。

サラセニア科	サルラケニア・オレオフィラ	昭和五六年六月六日
	サルラケニア・ルブラ・アラバメンスィス	昭和五六年六月六日
	サルラケニア・ルブラ・ヨネスィイ	昭和五六年六月六日

別表第四の第一の一中（九）を削り、（八）を（九）とし、（三）から（七）までを（四）から（八）までとし、（二）の次に次のように加える。

（三）　貧歯目		
アルマジロ科	皮	皮革製品

別表第四の第一の三の（一）のクロコダイル科（クロコデュルス・アクトゥス（アメリカワニ）、クロコデュルス・ニロティクス（ナイルワニ）、クロコデュルス・ポロスス（イリエワニ）及びクロコデュルス・スィアメンスィス（シャムワニ）を除く。）の項中「（アメリカワニ）」の下に「、クロコデュルス・モレレティイ（グァテマラワニ）」を加える。

別表第六クロコデュルス・ニロティクス（ナイルワニ）の項中「ボツワナ」の下に「、エジプト」を加える。

クロコデュルス・モレレティイ（グァテマラワニ）	ベリーズ及びメキシコの個体群	個体、加工品

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十二年六月二十三日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

環境大臣　小沢　鋭仁

内閣総理大臣　菅　**直**人

府　令

○内閣府令第三十三号

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の施行等に伴い、消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年六月十八日

内閣総理大臣　菅　**直**人

消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「第一条第一項及び第四条第一項」を「第一条、第四条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第二項及び第六項並びに第九条」に改め、同条第七号中「、第三十条の二の三第七項」を削る。

附　則

この府令は、平成二十二年六月十八日から施行する。

告　示

○金融庁告示第七十号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年六月十八日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条中第九十九号を第百号とし、第七十号から第九十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六十九号を次のように改め、同号を同条第七十号とする。

六十九　Ｖｅｒｍｉｌｉｏｎ　Ｃａｐｉｔａｌ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社

第一条中第六十八号を第六十九号とし、第六十一号から第六十七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六十号の次に次の一号を加える。

六十一　アリコアセットマネジメント株式会社

○総務省告示第二百三十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月十八日

総務大臣　原口　一博

一　名称	平成二十二年度米国派遣訓練部隊
二　国外派遣期間	平成二十二年六月二十二日から平成二十二年八月十日まで
三　派遣人数（概数）	百人程度
四　派遣地域	アメリカ合衆国ハワイ州及びグアム

○法務省告示第三百二十六号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十九年政令第三百二号）第一項（同令第四項において準用する場合を含む。）の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十二年六月十八日

法務大臣　千葉　景子

登記所	事務	指定の効力が生ずる日
和歌山地方法務局橋本支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十二年七月一日